

低解約返戻金型保険の所得税の評価見直しについて

国税庁が4月28日に低解約返戻金型保険の名義変更時の所得税の評価見直し案を公表しました。今回は、その内容について確認していきます。

要約

- ・低解約返戻金型保険とは数年間は解約返戻金を減らし、その後返戻金を上げるような保険契約。
- ・法人が役員等に対して、上記保険契約の権利を支給した場合（名義変更）評価が見直される。
- ・評価の見直しを受けて、令和3年7月1日から名義変更による法人の譲渡損失計上ができない。
- ・令和元年7月8日以後に締結した保険契約が対象。

対象となる事例

法人が契約者や保険料支払者とし、被保険者を従業員や役員とする保険契約を締結。解約返戻金額が低額な年に契約者を法人から従業員等に変更し、保険契約の権利を従業員等に移す。その翌年、解約返戻金額が引き上げられた時に、従業員等が保険契約を解約し解約返戻金を受け取る。

契約変更時の保険契約の権利の移管は雇用関係に基づく経済的利益の供与として、その変更時の低額な解約返戻金額が「買取り金額、若しくは無償であれば給与所得」として課税の対象となる。契約変更の翌年に従業員等が受け取る解約返戻金は「一時所得」として課税されるため、2分の1課税が適用され低額に抑えられる。

改正では、支払保険料の一部を前払保険料として資産に計上する取扱いが定められている法人税基本通達の取扱いに準ずるようになる。解約返戻金の額が著しく低いと認められる保険契約等に関する権利を支給した場合の評価について、解約返戻金が法人の資産計上している保険料の7割未満の場合、名義変更時の解約返戻金額ではなく、資産計上額で評価するように見直される。法人は名義変更時の解約返戻金額相当額が資産計上した金額と同等になり差額がない為、損失は発生しない。

課税関係比較

名義変更の形態		現行		改正	
		有償 (解約返戻金額)	無償	有償 (資産計上額)	無償
法人税	譲渡損失の計上	あり (解約返戻金額 資産計上額)		なし (資産計上額 資産計上額)	
	役員給与の損金不算入	適用なし	適用あり (解約返戻金額)	適用なし	適用あり (資産計上額)
所得税	給与課税	なし	あり	なし	あり

ご不明な点等ございましたら、弊社担当までご連絡ください！